

○議長 辻本 一夫君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

件名1、児童生徒の不登校対策について。

文部科学省が公表した令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校の調査結果によると、全国の小中学校で2021年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒は、前年度から4万8,813人増の24万4,940人となり、過去最多を記録しています。このような中、11月9日の新聞等で町内の小学校に通う児童が不登校になっているとの報道があり、不安を感じている町民の方々も多いのではないかと思います。また、不登校にもつながる可能性のある児童生徒による問題行動など、学校現場は様々な課題を抱えていると感じております。そのため、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応、また不登校児童生徒への適切な支援が必要であると考えます。

それから、先ほど新聞報道の件について述べましたが、本定例会冒頭に町長より説明もあり、この一般質問では個別の案件ではなく本町の児童生徒の不登校問題全般について質問してまいりますので、あらかじめお伝えしておきます。

要旨1、不登校の児童生徒の現状について。

ちょうど1年前の12月定例会でも、児童生徒のいじめや不登校問題について松岡議員が取り上げられました。その後、何か変化はありますか。そこをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

令和3年度におけるいじめの認知件数ですが、小学校で8件、中学校で1件、合わせて9件で、前年度より小学校で3件増えています。不登校の児童生徒数は、小学校で7人、中学校で12人、合わせて19人で、前年度より小学校で2人増えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、いじめと不登校についてお話がありましたが、文科省の調査結果によると令和2年度と比較し、小中学校の暴力行為の件数も増加しているということでした。その要因として、新型コロナウイルス感染症の影響からストレスを抱える児童生徒が増えたことなどが挙げられています。

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

このような児童生徒の問題行動は不登校に起因する可能性があるとの見解から、町内の児童生徒の状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町内の小中学校において、暴力行為による不登校等はございません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

不登校についての暴力ということではなくて、先ほど「いじめについての件数が上がっていますので、その件数はありますか。」っていうお尋ねですが。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

暴力行為によるいじめということではございません。ただし、子供からの嫌がらせとか冷やかしというもので、いじめに遭ったという報告はあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町の小中学校では、暴力行為はなかったという認識でよろしいですか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

暴力行為につきましては生徒同士のトラブルということで、令和3年度においては3件報告があっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

令和3年度の児童生徒の問題行動・不登校の調査結果によると、不登校の児童生徒のうち90

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

日以上欠席したものは13万4,655人と、不登校全体の55%だったということになっております。90日以上欠席している児童生徒がどの程度いるのか、不登校の状況等をもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校で3件ございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

昨年の12月議会の質問では不登校ぎみの生徒の件数もたしか御答弁されたような気がしますが、その点は今回ないのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

昨年度末というデータは今持ち合わせておりませんが、最新のデータで御報告をさせていただきます。本年11月末時点での不登校兆候にある児童生徒数は、小中学校合わせて24人です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

小学校、中学校、別々にお答えください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校で23人、中学校で1人です。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

不登校ぎみとは具体的にどういった状態でしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

ちょっと今、数的には宙で覚えてないんですけども、不登校の日数は45日……ちょっと、もし間違っていたら申し訳ありません。また後で修正させていただきますが、欠席日数と遅刻の件数を合計しまして、45っていう数はちょっと下ろしたいと思いますが、ある一定の数までなると不登校。それが、そこまではないけども引き続いてずっとそちらが増加傾向にあって、いずれ不登校になる、このままいけば。当然4月の間是不登校とかいけませんので、不登校傾向という形になってます。だんだん学校が進みだすと不登校になって、不登校兆候の子が出てきて横にこうスライドして行って、不登校兆候の子が不登校になっていくという形になりますので、遅刻の件数と欠席件数を合わせた形で不登校兆候、それから不登校という形に分かれていきます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ありがとうございます。

次、不登校の児童生徒の方々の学びの状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町内の各学校では児童生徒に不登校の兆候が見られる段階で児童生徒ごとに支援を担当する教員を定め、その教員と一緒に児童生徒の支援に当たる教員を2～3人つけ、1人の児童生徒に対して1つのチームを編成します。このチームには必要に応じ、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、または学校管理職が入ることもあります。こうして組織されたチームで、児童生徒1人1人に合わせた支援計画を作成します。支援計画の作成において児童生徒の現状、児童生徒自身の思い、保護者の対応状況を確認した上で目標と支援方針を決めます。こうして作成された支援方針に基づき、支援行動を行います。

支援の実施状況、実施したことに対する児童生徒の反応、児童生徒の状況の変化を週ごとに記録し、次の行動に生かすようにしています。これらの情報は、児童生徒ごとに作成した支援計画シートに記録・管理しています。また、学校内での生徒指導委員会や小中学校と教育委員会が合同で開催する生徒指導委員会において情報を共有し、指導方法について意見交換や小中一環での生徒指導を行うのに役立てています。このように芦屋町では、不登校の児童生徒に対してマンツ

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

一マン方式での指導を行っています。

不登校の児童生徒に対する学びについてですが主な対応としては、1つ目、自宅からオンラインにより授業に参加してもらうこと、2つ目、授業で配布している教材の提供、3つ目、自宅で可能な学習支援コンテンツのポータルサイトなどの活用、4つ目、学校における教室以外の居場所の確保、例えば保健室や相談室など、といったものがございます。自宅からオンラインに関する授業参加については、現状、今小学校で2例ありますが、そのほかにつきましては保護者の方と相談の上、担任がプリントなどの課題を出す形がほとんどということです。児童生徒の学びに関しては、保護者との連携・協力の下で個別に対応しているところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

1点、お尋ねします。

オンライン授業はどの程度、何時間ぐらいなされてるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個別に対応してますので詳細は触れませんが、1時間ということもあれば全時間ということもございます。ちょっと個別の回答については控えさせていただきます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、居場所の確保っていう話が出ましたけども、中学校にはほっとルーム、リフレルームが設置されております。その内容を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、芦屋中学校には不登校傾向の生徒を受け入れるためのリフレルームと、教室での集団活動になじめない生徒が利用するほっとルームがあります。リフレルームには町雇用の不登校対策支援員が常駐し、ほっとルームには中学校の担当教諭が指導に当たっています。

中学校に確認したところ、リフレルームを利用する生徒は1日当たり5～6人、ほっとルーム

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

を利用する生徒は20人程度いるとのことでした。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ほっとルームなどに通っている生徒や自宅学習、さっきオンラインという話がありましたけど、出席扱いの基準等はどうかになっておりますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

出席扱いの基準につきましては文部科学省が出席扱い等の要件として通知されていますので、その内容の一部を引用してお答えいたします。

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動を行っており、その学習活動が当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合、学校長の裁量により指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるとされています。

校長が判断する際の判断項目も示されていますので、各項目を照らし合わせながら総合的に判断されています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

さっき不登校の児童の数をお伺いしたんですけど、今ほっとルーム、リフレルームにかなりの子供さんが行かれてると思うんですが、この数は不登校の数に——学校のリフレ、ほっとルームに行かれてるから、不登校の中の数にはカウントされてないんですか。どうなんでしょう。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

不登校の扱いについてですけども、欠席日数と遅刻の日数が関係してきます。だから、例えばほっとルームに行く生徒さんは定時を超えて来られる方もおられますので、その場合、当然遅刻扱いになったりします。また、給食を食べて下校される生徒さんとか給食を食べてそれから学校

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

におられるっていう子供さんもいますので、当然それは遅刻扱いになると思われまますので、遅刻の回数が増えてくると欠席扱いとしてカウントしますので、その遅刻の状況によって不登校扱いになるという場合も出てくると思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

それでは、この不登校の先に数をお伺いしたんですけど、ほっとルームは中学生12人でしたかね。で、ほっとルーム、リフレルームに全く何も行かれていない子供さんっていうのもいらっしゃるっていうことでよろしいんですか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

全くですね、学校に残念ながら来れてない生徒さん、それから児童もおられます。

極端な例を言いますと、小学校1年生の1学期ぐらいに学校に出られて、もっと極端に言うとう入学式以降来られてないっていうのも私が学校現場にいた頃おられましたので、その方については、もうそれこそ何年間という形で来られておりませんので、そういった方については生存確認という義務がございますので、「間違いなくその方の姿を見た。」とか「声を確実に聞いた。」とかそういった形でしたりしてしますので、全く学校に来られてないという子供さんもおられます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

具体的には人数を聞けるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

全く来られてない子供さんの人数だけっていうのはまだちょっと把握できてませんので、また後から調査いたしまして御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

文科省はですね、不登校の児童生徒の実態調査を行っています。芦屋町の児童生徒が不登校になったきっかけに関する調査は行われているのでしょうか。もし行っておられれば、その結果をちょっとお伺いできればと思います。

そして、この調査には最初のきっかけとは別の学校に来づらくなる理由なんかもちょっと出してあるんですけど、もしこの場でお答えができれば御回答お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町における学校種別の原因を申し上げますが、複数回答ですので複数の原因がありますので、単純に多いものというところで御理解いただきたいと思います。

まず小学校での主な要因といたしましては、親子との関わり方、生活リズムの乱れ、無気力や不安というのが挙げられます。中学校での主な原因としては、同じく親子との関わり方、無気力や不安、学業の不振というところがございます。小中学校とも、家庭問題を占める割合が多いと思われれます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、不登校の児童生徒に対する対応について。

昨年の12月議会で学校教育課長は、いじめや不登校問題に対する取組を問われましたところ、主な3つの取組を説明されました。1つ目が児童生徒の状況確認、2つ目はアンケート、3つ目は教育相談の取組で、組織的に対応しているとのことでしたが、その後これらの取組をさらに充実されたのか、それともその他新しく取り組んだことがあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

基本的な取組としては、変更はありません。ただ、不登校となる児童生徒が前年度から継続して対応する件数が増え、その分支援期間が長期化する傾向にはあります。このため学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが中心となり、生徒指導上における児童生徒の個々の問題に対応する体制は整備しており、内容により福祉課、健康・こども課、児童相談所などの機関も交えた対応も行っています。先日もある生徒指導に関して保護司や少年補

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

導員の方にも加わっていただき、アドバイスをいただいているところです。様々な立場から御意見をいただきながら、関係機関と連携して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

昨年12月議会でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談件数についてもお尋ねがっていますが、相談件数のほうに変化はあるのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和3年度における対応件数についてお答えいたします。

小中学校合わせての数となりますが、スクールカウンセラーによるものは延べで347回、前年より53回の増。スクールソーシャルワーカーによるものは延べで388回、前年度より28件減っています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

この違いに何か、問題の相談内容の傾向が変わったとか、どのように分析されてますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個々のケースによって、そのときそのときでスクールソーシャルワーカーにお願いするかスクールカウンセラーにお願いするかという対応になりますので、そののところについては個々に対応しているということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

課題の早期発見や、支援のための教育相談支援体制の充実についてお尋ねしてまいります。

教育長は児童生徒のいじめなどの問題行動や不登校問題を改善・解消させるために、どうした

らいいとお考えなのか、まずお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、いじめや暴力についてです。いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめはスマートフォンや携帯電話・パソコンの介在により、一層見えにくいものになっています。教員は、いじめはどの子供にもどの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることをまず十分に認識しておく必要があると思っています。

暴力行為は社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり、人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で、学校における一致協力した取組が不可欠となります。

次に不登校についてです。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること、また児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが大切となってくると、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今のお話をお伺いしまして、不登校の生徒さん、不登校ぎみの生徒さんも増えてきていると。で、ほっとルーム、リフレルームを利用されてる方もいらっしゃる。で、今回ああいうような報道も出た中で、やっぱり今本当に教育委員会の方々には、学校関係も含めて頑張っていたかかないといけないと思うんですが、だから、じゃあこれからどうするかっていうのをもう少しお伺いできますか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

いじめや暴力行為、それから不登校問題に共通する方策はですね、議員が書いておられますように未然防止と早期発見・支援だと、そのように強く思っています。

特に大切なのは、やはり未然防止だと思います。問題行動が生まれない学校づくりが大切になってきます。そのためには次の5点が重要と考えています。

まず1点目です。魅力ある、よりよい学校づくりです。そもそも学校は子供たちが楽しく通うことができ、安心して学べる場所であるべきです。確かな学力と豊かな人間性が育まれる学校づくりです。そのような学校づくりが、まず1番大切だと考えています。それから、いじめ・暴力行為等問題行動を許さない学校づくりです。いじめや暴力行為を許さない、問題行動への毅然とした対応ができていない学校づくりです。学校の決まりが守られ、子供たちの規範意識が高い学校です。3番目に、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施です。児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要です。4番目に、保護者・地域住民等の連携・協力体制の構築です。社会総がかりで児童生徒を育てていくため、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という言葉があります。学校、家庭及び地域等々の連携・協力体制を構築することが重要です。5番目に、将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりです。児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に自分自身の生き方や生活をコントロールする力を身につけることができるよう、基本的生活習慣の確立が重要だと考えています。以上の5点を大事にしながら未然防止に努めてまいります。

しかし、残念ながら事が発生しそうなになった、起こった場合は早期発見・支援という視点から、1つ目は今やっていることでも生活アンケートの実施、2つ目は迅速な家庭訪問——もちろんその前に学校での共通理解というものがようになってきます。そこで家庭への連絡が必要だというふうに判断した場合は、迅速な家庭訪問が必要だと考えます。

次にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、これも非常に重要になってきます。そして、だんだんレベルが上がってくると、そこだけでは収めきれない場合も生じてくる場合がありますので、関係機関との連携、例えば学校サポーターさんであるとか、そういった警察関係の方々、児童相談所の方々、それから町の関係部局、また児童相談員さん、それから少年補導員さん、そういった方々を交えた、いわば今年行いましたところでいけば、いじめ対策会議というようなもので集まっていたら、その中でいろんな御意見をお聞きして、打てる手だてを打って、これからの最善な方法を考えていくということをやります。そういった段階に応じた取組を推進していきます。

このように未然防止、早期発見・支援を行ってまいります。しかし現状では、いじめや暴力行為が発生するなどの学級の荒れが見られる学校もあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、教育長のここの方針っていうのをお伺いできました。その中でちょっと気になるのが、例えばいじめ・暴力を許さないっていうのもすごくいいですし、指導等ですね。町は平成26年にいじめ防止基本方針を策定されてますよね。3小学校もこの施策を出してきております。私も読ませていただきました。芦屋小学校さんなんか、とても具体的に地域の関わりなんかも書いていただいて、見守り対応をやってます私にとっては、とても「こういうふうにしていかないといけないな。」っていうのをすごく感じたところなんですけど、これやっぱり研修なんかもやっていかないと、すぐ何でもできるかっていうことでもないと思うんです。その点が、ちょっと充実していたのかっていう、先生方ですね、対応の仕方です。

あとですね、町外は、例えば水巻さんとかは図書館に希望教室ですね、適応指導教室を設置しています。こちらがたしかですね、登録者20名、1日2～4名の方が利用してるそうです。あと、岡垣さんも昨日議会があつてまして、岡垣さんと遠賀町さんは合同で遠賀町に設置されてまして、昨日の話だと8名ぐらいが登録してるっていうような議会で話が上がっていました。芦屋町に関してはですね、町外にはそういったものがなくて、中学校の中にリフレルーム、ほっとルームがあるんですよ。私も先日、見学に行きました。子供たちがマンツーマンで、ほっとルームでお勉強されてたり、リフレルームではいろんな先生が関わられてて、非常に心地よいなというのは感じたところです。

ただ、小学校にそういうのがちょっとないんですね。それとさっき、全く学校に通ってこれない方たちがいるっていう話もありましたよね。なので、学校に来れない子供たちがどうしていくんだっていうのも考えていかないといけないと思うんです。で、水巻町は児童生徒の数が約2,000人です。芦屋町が約1,000人なので、児童生徒の割合から考えればですね、利用者は少ないのかもしれないです。だけど、さっき教育長が言われたように、やっぱり芦屋の子どもは芦屋で育てるっていうことで考えれば、利用者数が少なかつたとしてもですね、学校の校外に、やはり子供たちが安心して過ごせる場所っていうのが必要じゃないかと思うんですが。

今2点、先生方の研修について、それと町外、町内に子供が安心して通える居場所っていうのを、その点どうお考えなのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

研修についてはですね、今議員がおっしゃられたように各学校、相当なボリュームのいじめ防止基本方針をつくっております、例えば年間計画とかの中に研修とかは位置づいております。また、それとは別に定期的な研修のほかにはですね、やっぱり少しく荒れが見られ出した、現実

に荒れているっていう学校についてはそれぞれ都度研修を行っています。

研修というのは学校全体で行う研修と担当者、例えば生徒指導委員会とかそういった委員会等々もやっておりますので、それを含めた研修となるとかなりやってると思います。研修というのは時間を決めて、この時間からこの時間にみんなが集まってやるのが研修というものですが、例えば臨機応変に、「今この学年と生徒指導担当者と管理職だけでちょっと集まって、ケース会議的なものをやろうや。」というみたいなもの、仮にそれも研究と研究の中身になりますので、それを研修と入れますとかなり学校の中では研修はやってるというふうに思っています。ただ、やったことがすぐ行動に移せるかどうかというのは、なかなか難しい問題があります。だから、「研修をやったから、すぐその効果が出てますか。」と尋ねられると、「今しばらく時間がかかります。」とかしか言いようがありません。それが研修に対する答えであります。

2番目の適応指導教室ですが、今議員おっしゃられたように芦屋町では校外の適応指導教室という考え方ではなくて、中学校内に主にリフレルームという形で設置させていただいております。これに対する、当然メリットとデメリットがあるわけです。全く学校に来てない子供さんが中学校に行って適応教室に行くのは、やはりなかなか足が遠のいて難しいかもしれません。そういったお子さんについてはオンラインでの取組っていうのが有効になってきますが、その不登校問題の第1番の狙いはやっぱり学校に来ることができるようになることですから、リフレルーム、いわゆる適用指導教室を校内に置くっていうこともまた1つ大きな効果もあるわけですから、今現在、芦屋中学校内のリフレルームはかなり効果を上げているというふうに聞いておりますので、今しばらくはこの形でいきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

小学校はどうされるんですか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

各小学校、例えば——これは要旨の4番のほうにもう答えていってよろしいんですか。（「ごめんなさい。ちょっと順番あれしますね。お願いします」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議員は今、「小学校や公民館にほっとルームを。」という、その質問に答えるという形を取らせていただきました。

小学校や公民館にほっとルームなどの設置ができないかということですが、公民館につい

てはですね、月曜日が休館日なので、公民館に設置するっていうのは基本的に無理なのかなというふうに捉えています。各学校にじゃあ設置ができるのかと言いますと、芦屋町における現状については今議員がおっしゃったように、小学校にほっとルームの開設はできておりません。中学校では先ほど申しましたとおりですが、小学校は3校ありますので理想的には小学校3校に設置ということになるろうかと思いますが、その最大の課題はですね、その支援員となる人材を確保することです。

今現在、教員の未配置の問題がありまして、例えば産休の先生の代替がまだ来られてないとかですね、ある学校においては主幹教諭と教頭までが学級担任という形で入ってるとかいろんな未配置の問題があって、各学校ともに非常に深刻な人材不足があるということ、それが1番の課題で、小学校3校にほっとルーム等々ができればやはり学校は非常に助かりますが、残念ながら指導していただく方を見つけることができないということに現状はなってます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、先生方の確保、支援員の確保が難しいというお話があったんですけども、例えば水巻の希望教室では先生方が3人でローテーションされてですね、数日の勤務で短時間勤務にされているってことでした。やっぱり即戦力で、教員OBの活用がやっぱりこれから必要になってくるんじゃないかなと思います。ただ、先生方がやっぱり大きな負担になるとなかなか勤務しづらいつて部分もありますし、数日勤務であれば健康保険等の費用もかかってきませんので、町独自でぜひその点も考えていただきたいというふうにちょっと思っておりますが、1点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

今、議員がおっしゃった教員のOB等々の活用を提言されたのではないのかなというふうに思ってますけども、これは実は芦屋町においても校長会等々で今言われてるのは、「教員は配置します。その枠は確保しますから、先生はそれぞれの教育委員会で見つけてください。」っていうのが今、現状なんですね。だから結局それを一生懸命探すけど、なかなか人が見つからない。だから私は今、校長会等々において退職した教職員の先生方に「ぜひ芦屋町に来ていただけませんか。」と言いたいんですが、声かける先生が見当たらないという状況ですので、じゃあ、どうしていかかって話になりますので、現在芦屋町にお勤めの先生が退職されるという段階が分かった段階で、すぐ「もしお辞めになれば、講師をされるときはぜひ芦屋町でお願いします。」と言って今、頭を

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

下げて「分かりました。」とさせていただく。そういったような現状になっておりますので、当然OBの方々がおられたら、ぜひそういった形で活用できたらいいと思いますので、萩原議員、もし御存じでしたら紹介してください。よろしくお願いします。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

併せて、いじめ、不登校対策のですね、専門の方の配置もですね、各学校にぜひ、そこはお願いしたいところです。今、学校の現場もですね、とっても本当に大変で、先生方も本当に毎日大変な思いをされてるのも見学に行って重々存じておりますので、ぜひしっかりとですね、取り組んでいただきたいと思います。

時間がちょっと押しております。

次、件名2、今後の町営住宅について。

私は町内を歩きまして、町営住宅の空室が多いなっていうのをちょっと感じております。鶴松団地、高浜団地の用途廃止に伴う解体工事が進んでおります。町営住宅については第2期町営住宅等長寿命化計画で将来を見据えた管理戸数の適正化や維持管理、また高齢化に対応した住環境整備など今後の町営住宅の施策が示されています。しかしながら、物価高騰が続く中、この町営住宅は町民にとって本当に安心して暮らすための重要な町の財産です。適切に供給され維持管理が必要になってくると思いますので、質問してまいりたいと思います。

要旨1、適切な町営住宅の供給について。

高浜団地、鶴松団地の用途廃止が続いております。ほかにも用途廃止改善計画を予定してる住宅はあるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではお答えいたします。

第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画の計画期間であります10年間の回答になりますが、この計画期間の中で用途廃止を予定している住宅は、高浜団地、鶴松団地、山鹿A団地、山鹿B団地になります。なお、改善を予定している住宅につきましては、緑ヶ丘団地それから新緑ヶ丘団地でございます。その他の住宅につきましては維持管理を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

○議員 4番 萩原 洋子君

長寿命化計画では町営住宅の戸数を減らしていく計画になっています。現在の管理戸数と、今後目標とする管理戸数をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅等の令和4年12月5日現在の管理戸数をお答えさせていただきますと、713戸でございます。また、目標管理戸数は令和22年時点で307戸でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今後ですね、用途廃止の計画が示されてるんですけども、町営住宅の供給量の設定根拠、この数にどうしてなったのか、それをお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅の将来必要戸数につきましては国の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラム、こちらによりまして算定された戸数でございます。

算定方法の概要として住宅・土地統計調査や家計調査、国勢調査等の統計資料や芦屋町の人口ビジョン等の推定人口から計画終了時の住宅確保要配慮者世帯数を推計しておりまして、これが公営住宅等の必要戸数になるものでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

国から示されたプログラムで戸数削減を行うという話ですが、町民の収入に応じた適切な管理戸数になっているのか、またプログラムの見直しについてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

こちらにつきましては、国の住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムにおいては、各種統

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

計情報から例えば福岡県と芦屋町の格差を推計しまして、将来必要戸数の推計に反映されるなどの補正が行われております。芦屋町の状況を踏まえた数値となっていると考えております。

また、本計画は5年ごとに見直しを行うこととしておりまして、必要に応じて将来必要戸数の再計算を行うため、適時、直近の状況を反映できるものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、大分戸数を削減していくっていうお話だったんですけども、単身者の方からですね、「町営住宅に入居したいんだけど。」っていう御相談があったときに「なかなか入れない。」っていう話がありました。単身者向けの住宅の入居状況をお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

緑ヶ丘団地の1棟・2棟になるかと思いますが、緑ヶ丘団地の1棟は14入居者のうち8世帯が単身者、緑ヶ丘団地2棟につきましては19入居者のうち15世帯が単身者でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画っていうこの本があるんですけども、この中にですね、芦屋町町営住宅等の平均世帯人員は1.99人と、本町の平均世帯人員2.42人と比べると0.5人少なく、核家族化や独り世帯が増加しているってことが示されております。私は本町の町営住宅も社会の変化に応じ、その在り方を変えていく時期になってるのではないかと思います。

この現状を鑑み、今後は世帯向け住宅と単身向け住宅の戸数バランスを再度検討した上でですね、単身向け住宅を増やしてはどうかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

町営住宅は世帯向けに建設されておりまして、原則としては単身者が入居することはできません。ただし、高齢者や障害者であることなど一定の条件を満たした場合に、単身向け住宅として整備した住宅に入居することができる、これ、例外規定がございます。この例外規定によりま

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

して、単身入居可能者は主に高齢者それから障害者であることや、当該住宅は敷地の関係上エレベーターが設置できない、このようなことなどから対象住宅は緑ヶ丘団地1棟・2棟の1～2階、こちらのほうに限るものとしております。現在のところ、この例外規定を活用した単身者向けの住宅の空きがなく、募集が行えていない状況でございます。

議員のおっしゃいますとおり未婚率の向上それから核家族化、この影響により全国的に単身者が増加している傾向にあることは承知しております。今後、町営住宅において世帯向けと単身者向けの住宅のバランス、こちらにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

次にですね、所得制限外住宅について、こちらも令和3年度の3月議会で入居率について質問されています。当時の課長はですね、平均入居率64%といった低い入居率になっている要因と、今後の第2期芦屋町町営住宅等長寿命化計画で検討していく必要があるとお述べになっております。その後、検討は進んでいるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

こちらにつきまして、丸ノ内住宅につきましては長寿命化計画において維持管理を行うこととしておりまして、建て替え等の予定は特段ございません。また、現在の長期的な方針では芦屋町に必要とされます管理戸数を踏まえまして、将来的に全ての所得制限外住宅を用途廃止とする方向性とされております。なお、この方向性につきましては、今後の長寿命化計画の見直しにおきまして変更となる場合があることも申し添えたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

町営住宅はですね、町内に住所または勤務先があることが入居要件となっております。そのため、町外からの移住者は本町に家を建てるか民間住宅に賃貸で入居するしかありません。しかし、本町に永住できるかどうかはですね、住んでみないと分からないと思いますし、そのために働く場所、住む場所を探さないといけません。

例えば佐世保市では、お試し住宅兼ワーケーション滞在拠点といった佐世保市に移住するため

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

の様々な取組を行っております。短期や長期滞在用のお試し住宅があり、実際にお試し住宅滞在中に住むところや仕事探しなどに活用され、数人の定住者につながったという話も聞いております。また、岡山県奈義町では若者や子育て世帯の定住化を目的に雇用促進住宅を取得し、定住促進住宅として入居募集を行っているようです。所得制限外住宅も町営住宅としてだけの役割ではなく、町外者も入居できる移住者向け住宅としての役割も付加することで、入居率向上や移住・定住促進にもつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

これまで町営住宅等につきましては、町内にお住まいの住宅に困窮している方のために施策を行ってまいりました。

所得制限外住宅であります丸ノ内住宅につきましては入居率も近年低くなっていることから、議員御提案の町外からの移住・定住者を受け入れるための住戸としての位置づけにつきましては、次期長寿命化計画の策定の際の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

バリアフリー化の推進について。

長寿命化計画に関する基本方針の中にバリアフリー化の推進として、「高齢者・障がい者が安心して暮らせるよう、住居及び周辺を含めたバリアフリー化を推進します。」とありますが、具体的な推進内容をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

具体的には住戸内の段差の解消、それから階段や廊下部の手すりの設置、エレベーターの設置の推進等を想定しております。既存住宅に当たりましてはエレベーターの設置を推進しておりまして、住戸内の段差解消や階段や廊下部の手すりの設置につきましては今後、新規住宅を建設してまいりながらに留意の上、進める予定としております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

車椅子が必要な方が入居したいとかですね、あと、単身の障害者の方も入居したいというような話も聞いてるんですが、その点、町の町営住宅の入居の要件等、空きとかそういうのを伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

まずもって障害をお持ちの方の入居につきましては特段の制限を設けてございませんため、町営住宅等の募集に応募していただくことで入居のほうが可能であります。また、車椅子を御利用の方とかいうお話ですが、既存の町営住宅では、新緑ヶ丘団地や後水団地のように後年建設しましたような町営住宅の一部において、段差のほかスロープの設置がされている住宅や住戸内に段差の少ない構造、このようになっておる住宅がございます。

あと、入居可能な募集予定につきましては、新緑ヶ丘団地や後水団地については今後募集する予定はございますが、今現在コロナウイルスの感染症やウクライナの戦争等、この影響によりまして整備に必要な資材の納入が大変遅れております。現時点では、いつ募集するか明言できないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

単身のですね、車椅子の方などですね、入居できるような環境を、バリアフリー化も進めていただきたいと思います。

要旨3、戸数縮減に伴い発生する空き地の効果的な活用についてお尋ねいたします。

鶴松団地、高浜団地ですね、あと山鹿A・B団地が用途廃止になるってことです。鶴松団地、高浜団地がですね、かなり大きな土地が広がるような形になるのではないかと感じております。先ほど移住・定住の話をしたんですけれども、第2期長寿命化計画ではですね、「民間への売却や一部の駐車場整備など、効果的な活用方法を検討します。」というふうに書かれております。私はこの空き地の効果的な活用として、町営住宅の跡地であるということからも移住・定住促進などにぜひとも活用してほしいとは思っております。

それ以外にですね、子育て中の方、高齢者の方、障害のある方の雇用場を創出してほしいなというふうにちょっと思っていたんですけれども、午前中ですね、レジャー港の話を伺いまして、レジャー港にも雇用場が増えそうだっていうのはすごい感じました。ただですね、来場者には

令和4年第4回定例会（萩原洋子議員一般質問）

町内を回遊してもらい、あちこちでお金を落としてもらわないといけない。レジャー港のほうには人が集まりそうですが、今のところ商店街など町部に観光客が回遊する仕組みを感じられません。例えば、今年の8月に石川県能登町の巨大イカのモニュメントで、その経済効果が6億円だったという報道がなされました。やはり観光客がわざわざ足を運ぶための理由、つまり施策が必要なのではないかと思いました。観光客が増えればイベントなんかも行われ、その周辺のお店も忙しくなり、結果として雇用も生まれるのかもしれませんが。

これは例えばの話です。この空き地の活用は、効果的な活用として地域の活性化や雇用を生むための施策も、住宅とかだけではなくてですね、していただけたらなと思っております。まだ先の話で「萩原、何でこんな話を今持ってくるんだ。」っていうとこだと思うんですけど、まずは町長のお考えをお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ちょっと整理できないんですけどね、今後の町営住宅の戸数の削減で、空き地の効果的な活用についてという質問でよろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

用途廃止に伴いまして発生する空き地はですね、移住・定住促進事業などの利用で様々な活用があると思うということなんですが、町営住宅の用途廃止後の空き地の活用方法については、まだ今からですね、今のお話も聞きよって、今から1つつつ整理していくという段階の話ですよ。今から「悪いところは変える、独身者のも整備する」とかですね、いろんな話の中でお聞きしてたんですが、この検討の中で議員のおっしゃられた企業誘致とかですね、移住・定住促進事業での活用ということはですね、今からより効果的な活用をまた考えて、様々な方向から今るるいろいろ御提案があったようでございますが、その中で計画していくつもりでございます。

今どうするとか、どうやるとかいう答えは持っておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ぜひとも、この空き地の活用は芦屋町の発展に寄与するような施策が出てくることを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。